

「定額減税しきれないと見込まれる方」等への追加の給付金（不足額給付）のご案内

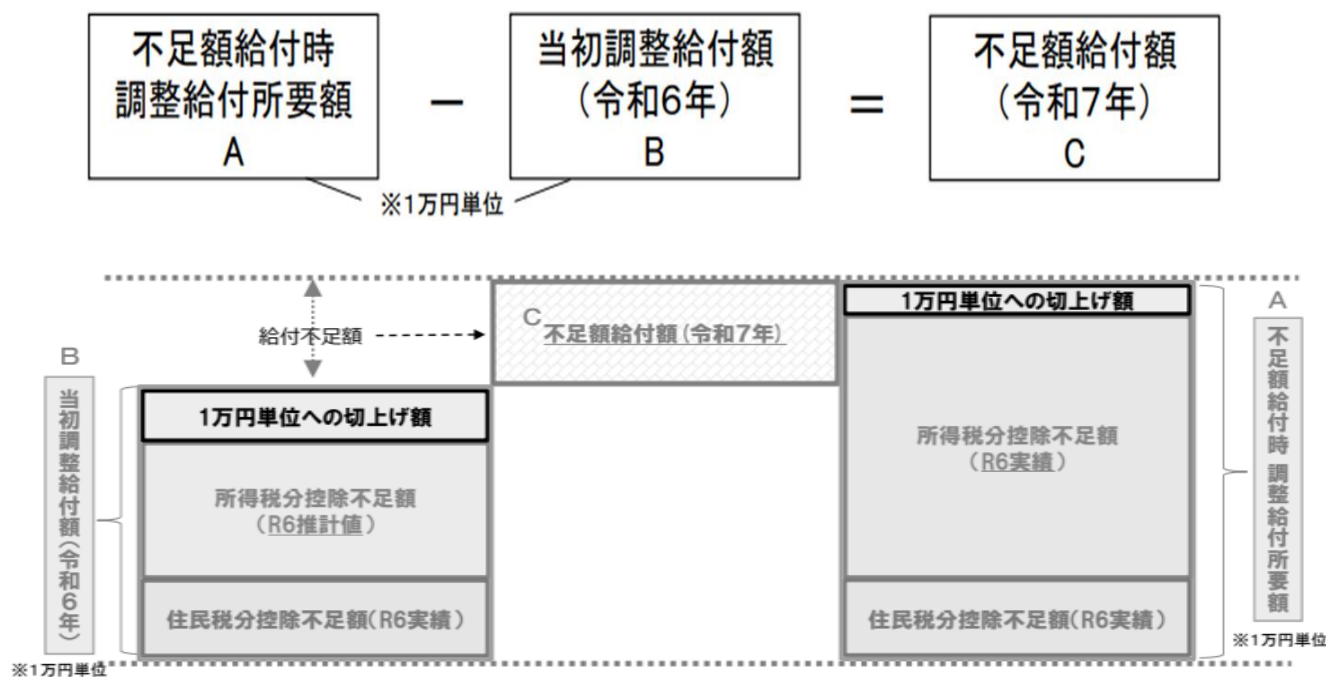
定額減税補足給付金（不足額給付）とは？

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」＞「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」＜「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

イメージ



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方

(= 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方) に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給
※令和6年1月1日時点で国外に居住されていた方は3万円を支給。

(注) 令和6年度に、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が徳島市の場合

<パターンA>

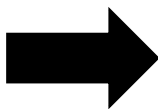
当事業において支給要件・支給金額
口座情報を本市が把握している方



手続き不要

<パターンB>

当事業において支給要件・支給金額
は把握しているが、口座情報を本市
が把握していない方



申請書の返送が必要です！！

申請書に必要事項を記入し、添付書類と
併せて、ご返送ください。(期限：令和7
年10月17日)※当日消印有効

(2) 課税団体が令和6年度は他市区町村、令和7年度は徳島市の場合

申請書の提出が必要です！！(期限：令和7年10月17日)※当日消印有効

申請に必要な書類を添えてご提出ください。(徳島市HP等でご確認ください)

II 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方(=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)

申請書の提出が必要です！！(期限：令和7年10月17日)※当日消印有効

申請に必要な書類を添えてご提出ください。(徳島市HP等をご確認ください)

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに徳島市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

徳島市定額減税補足給付金
(不足額給付) コールセンター

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日を除く)



088-622-1711